

さとうきび増産基金事業実施要領

農林水産省生産局長通知

平成25年2月26日付け24生産第2827号

一部改正 平成26年2月6日付け25生産第2983号

一部改正 平成27年3月23日付け26生産第3111号

一部改正 平成27年9月30日付け27生産第1842号

一部改正 平成28年8月10日付け28政統第701号

一部改正 平成29年3月16日付け28政統第1809号

一部改正 平成30年3月30日付け29政統第1971号

一部改正 平成31年3月27日付け30政統第1987号

一部改正 令和2年3月30日付け元政統第1622号

第1 趣旨

さとうきび増産基金事業の実施に当たっては、さとうきび増産基金事業実施要綱（平成25年2月26日付け24生産第2826号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、本要領に定めるところによる。

第2 対象事業内容

- | | |
|--------------------|-----|
| 1 さとうきび自然災害被害対策事業 | 別記1 |
| 2 国内産糖自然災害影響緩和対策事業 | 別記2 |
| 3 かんしょ重要病害虫被害対策事業 | 別記3 |

第3 事業実施状況の報告

- 1 事業実施主体は、毎年度、事業の実施状況について、事業実施年度の翌年度の7月末日までに、別記様式第7号により作成し、基金管理団体に報告するものとする。
- 2 基金管理団体は、1により提出のあった事業実施状況報告を取りまとめ、事業実施年度の翌年度の9月末日までに、地方農政局長（沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に報告するものとする。

第4 事業の評価

1 事業評価の実施

事業実施主体は、成果目標の達成状況について、目標年度の翌年度の7月末日までに、別記様式第8号により自ら評価を行い、基金管理団体に報告するものとする。

2 基金管理団体による事業評価

(1) 点検評価

ア 基金管理団体は、1の事業評価の報告を受けた場合には、事業実施主体の事業評価が成果目標の達成度及び成果目標の達成に向けて実施した取組の内容に関し適正になされているかどうかについて評価を行うものとし、その結果、事業評価が適切になされていないと判断される場合には、原則として、当該事業実施主体

に対し、再度適切に評価を実施するよう指導するものとする。

イ 基金管理団体は、天災など外部的な要因により、事業実施計画で定めた方法では事業評価が困難と判断される場合には、評価方法を変更した上で事業評価を実施するよう事業実施主体を指導するものとする。

ウ 基金管理団体から評価方法を変更して評価を行うよう指導を受けた事業実施主体は、変更した方法で事業評価を実施し、速やかに基金管理団体に報告するものとする。

(2) 総合評価

基金管理団体は、(1)の点検評価の実施に当たっては、地域農業及び社会情勢の変化を踏まえ、目標の達成度に加え、事業実施計画の適正性等も含めた総合的な評価を行うものとする。

(3) 評価結果に基づく指導等

ア 基金管理団体は、(1)のアの評価の結果、成果目標が達成されていないと判断される場合には、当該事業実施主体に対し、引き続き目標達成に取り組むよう指導するとともに、指導を行ってから1か月以内に、成果目標達成に向けた改善計画を別記様式第9号により提出させるものとする。

イ アにより実施した取組の評価については、1及び2の(1)のアに準じて行うものとする。

ウ 基金管理団体は、2の(1)のア及び(3)のイの評価結果を地方農政局長に報告するとともに、別紙様式第8号により、原則として事業評価を行った年度に公表するものとする。

エ 基金管理団体は、(3)のアにより事業実施主体を指導した場合には、その内容及び改善計画の写しを地方農政局長に報告するものとする。

オ 国は、事業の実施効果等本事業の実施に必要な事項に関する調査を行うとともに、必要に応じて、その内容を公表することができるものとする。

第5 事務費

要綱第5の5のただし書の経費については、別記4に掲げる経費とする。

第6 不正行為等に対する措置

1 基金管理団体は、事業実施主体の代表者、理事、職員等が、本事業の実施等に関して不正な行為や不適切な手続等をした場合又はその疑いがある場合にあつては、事前に地方農政局長に協議の上、当該不正行為等に関する真相及び発生要因の解明を行い、事業実施主体に対して、是正措置等適切な措置を講ずるよう指導するものとする。

2 基金管理団体は、事業実施主体が1の規定による指導に基づく是正措置等を講じていないと判断される場合には、事前に地方農政局長に協議の上、事業実施計画の承認の取消しや、既に交付された助成金の一部又は全部の返還を求めることができるものとする。

3 地方農政局長は、不正行為等に関する報告を基金管理団体に求めることができるも

のとし、情報等を得た場合は、農林水産省政策統括官に対し、速やかに情報を共有するとともに、必要に応じて協議するものとする。

第7 その他

1 帳簿等の保管

基金管理団体は、事業実施主体に対し、本事業の経理について、本事業以外の経理と明確に区分した上で実施に係る書類、収入及び支出に関する帳簿、証拠書類等について、事業の実施年度の翌年度から起算して5年間適切に整備保管させるものとする。

2 畑作物共済等の積極的活用

基金管理団体は、事業実施主体に対し、事業の受益者等の経営の安定を図るため、農業共済組合等と連携し、当該受益者等による農業経営収入保険、畑作物共済その他の農業関係の保険への積極的な加入を促す取組をするよう指導するものとする。

附則 この通知は、平成26年2月6日から施行する。

附則 この通知は、平成27年4月1日から施行する。

附則 この通知は、平成29年4月1日から施行する。

附則 この通知は、平成30年4月1日から施行する。

附則 この通知は、平成31年4月1日から施行する。

附則

1 この通知は、令和2年4月1日から施行する。

2 この通知による改正後の第4の2の規定については、基金管理団体が特に必要と認めるときは、この通知の施行日前に実施された措置についても適用することができるものとする。

(別記1)

さとうきび自然災害被害対策事業

第1 事業の内容

1 基金管理団体は、次の(1)から(6)までに掲げるいずれかに該当する地域(一島を一地域とすることを基本として、基金管理団体が第2の1の事業計画において定めた地域をいう。以下同じ。)において、事業実施主体が実施する自然災害被害に対応した取組に必要な経費を助成するものとする。

(1) 1か月間の降水量(連続する3つの旬のデータを合計したものとする。)が平年に比べ1割未満となった地域

(2) 行政機関が推定する被害率が10%を超える台風被害が発生した地域

(3) 病害虫防除所から発生予察注意報、警報又は特殊報が発出された地域

(4) 干ばつ、台風、病害虫被害等により単収が平年水準(過去7年中庸5年平均)に対し10%以上減少した地域又は減少することが見込まれる地域

(5) 台風や病害虫、登熟期の高温等の自然災害被害により、収穫開始から1ヶ月間の平均買入糖度が11.5度を下回った地域

(6) 暴風、豪雨、高潮その他の自然災害被害により、単収又は単収に糖度を乗じたものが平年より10%以上減少した地域又は減少することが見込まれる地域であって、特に対策が必要な地域として農林水産省政策統括官が認めた地域

2 1の(5)の地域においては、地力増進対策及び当該取組の受益地区における土壌診断を実施しなければならないものとする。

3 本事業の対象となる取組は、対象となる自然災害被害が発生・確認された時点以降に着手したものとする。

第2 事務手続

1 事業計画

(1) 基金管理団体は、要綱第6の1の規定に基づき、必要に応じて関係者から意見を聴き、別記様式第1号により事業計画を作成し、地方農政局長に提出して、その承認を受けるものとする。

(2) 事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 事業内容

(ア) 支援する取組の内容

(イ) 事業実施主体名

(ウ) 対象地域

(エ) 支援する取組の内容ごとの支援水準

(オ) 支援する取組の内容ごとの事業費

(カ) 事業の実施に係る事務に要する経費

イ 事業費及び負担区分

ウ 収支予算

(3) 事業計画の承認

地方農政局長は、(1)により提出された事業計画について、審査の結果、適切であると認める場合に承認するものとし、別記様式第2号によりその旨を基金管理団体に通知するものとする。

(4) 要綱第6の3の事業計画の重要な変更は、次のとおりとし、重要な変更に係る手続は(1)に準じて行うものとする。

- ア 事業の中止又は廃止
- イ 事業実施主体の変更
- ウ 事業費の3割を超える増減
- エ 対象地域の変更
- オ 支援する取組の内容及び支援水準の変更

2 事業実施計画

(1) 事業実施主体は、地方農政局長が承認した事業計画に基づき、別記様式第3号により事業実施計画を作成し、基金管理団体に提出して、その承認を受けるものとする。なお、基金管理団体が事業実施主体となる場合には、地方農政局長の承認を受けるものとする。

また、事業実施計画については、基金管理団体に正副2部提出するものとする。

(2) 事業実施計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ア 事業実施主体名
- イ 事業実施地区
- ウ 事業実施年度
- エ 成果目標
- オ 事業内容
 - (ア) 取組内容
 - (イ) 取組規模
 - (ウ) 事業費及び負担区分
- カ 収支予算
- キ 協力体制

(3) 事業実施計画の承認

ア 基金管理団体は、要綱別表の採択要件を全て満たす場合に限り、別記様式第6号により要綱第6の4の事業実施計画の承認を行うものとする。

イ 基金管理団体は、事業実施計画の承認を行おうとするときは、別記様式第4号によりあらかじめ地方農政局長と協議するものとする。

ウ 地方農政局長は、イにより協議を受けたときは、事業内容、成果目標等が妥当であるかについて検討を行い、別記様式第5号により回答することとする。

(4) 要綱第6の4の(3)の事業実施計画の重要な変更は、次に掲げるものとし、重要な変更に係る手続は、(1)に準じて行うものとする。

- ア 事業の中止又は廃止
- イ 事業実施主体の変更
- ウ 事業費の3割を超える増減

エ 事業実施地区の変更

オ 成果目標の変更

第3 事業の成果目標

1 成果目標は、次に掲げる目標から1つを選択するものとする。

(1) 生産量の増加

生産量を平年水準（過去7年中庸5年平均）まで増加。

ただし、要綱第6の4の事業実施計画を作成する際に得られる直近年（以下「直近年」という。）の生産量が平年水準を上回る場合には、次のうち生産量が多い方を目標とすること。

- ・直近年の生産量を実現。
- ・島ごとのさとうきび増産プロジェクトに目標として掲げる生産量まで増加。

(2) 単収の増加

単収を平年水準（過去7年中庸5年平均）まで増加。

ただし、直近年の単収が平年水準を上回る場合には、次のうち単収が多い方を目標とすること。

- ・直近年の単収を実現。
- ・島ごとのさとうきび増産プロジェクトに目標として掲げる単収まで増加。

2 事業実施主体が事業実施計画に設定する成果目標の年度は、事業実施年度又は事業実施年度の翌年度とする。

第4 助成

1 補助対象経費

補助対象経費は、事業実施主体が本事業の実施に直接要する経費として別記4に掲げるものであって本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものとする。また、その経理に当たっては、別記4の費目ごとに整理するとともに他の事業等の会計と区分して経理を行うこととする。

ただし、物理的防除を行うための器具（誘殺灯）の取得に要する経費については、薬剤防除と組み合わせて実施する場合であり、かつ、地方農政局長が特に必要と認めた場合に限り、補助対象経費とすることができる。

なお、資材・機材の共同購入については、購入伝票の確認をもって事業を実施したものと見なすこととする。

2 次の取組は、本事業の対象としない。

(1) 他の助成により実施中又は実施予定となっている取組

(2) 学校、試験研究機関等公的機関が作付けしている甘味資源作物を対象とする取組

(3) 輪作体系・複合経営の確立に向けた取組を行う場合にあっては、需給調整を実施している品目の生産振興を対象とする取組

(4) 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）第19条第1項の規定に基づく甘味資源作物交付金への上乗せ等収入の単なる補てんに当たる取組

(5) 不動産、船舶、飛行機、1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具等財産を取得する取組

- 3 2の(5)の規定にかかわらず、基金管理団体は、地方農政局長に協議の上、干ばつ被害が発生する地域において、地域全体で取り組むかん水対策に必要となる50万円以上の器具(かん水タンク等)の取得に要する経費については、地方農政局長が特に必要と認めた場合に限り、補助対象経費とすることができる。

第5 知的財産権の帰属等

本事業を実施することにより知的財産権(特許権、実用新案権、意匠権、プログラムやデータベース等の著作物の著作権、品種登録を受ける地位及び育成者権等)が発生した場合、その知的財産は事業実施主体に帰属するものとする。ただし、知的財産権の帰属に関し、次に掲げる条件を遵守することとする。

- 1 本事業により成果が得られ、知的財産権の権利の出願、取得を行った場合には、遅滞なく国に報告すること。
- 2 国が公共の利益等を目的として当該知的財産権の利用を事業実施主体等に求める場合には、無償で、知的財産権の利用を国に許諾すること。
- 3 本事業実施期間中及び本事業終了後5年間において、事業実施主体及び事業の一部を受託する団体は、本事業の成果である知的財産権について、国以外の第三者に譲渡又は利用許諾をする場合には、事前に国と協議して承認を得ること。

第6 収益状況の報告及び収益納付

本事業終了後5年間において、知的財産権に伴う収益が生じた場合は、毎年度収益の状況を国に報告することとし、相当の収益を得たと認められた場合には、交付を受けた補助金の額を限度として、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付するものとする。

(別記2)

国内産糖自然災害影響緩和対策事業

第1 事業の内容

基金管理団体は、干ばつ、台風等の自然災害により、当該砂糖年度（10月1日から翌年9月30日までの期間をいう。以下同じ。）の産糖量が平年水準（過去7年中庸5年平均）より10%以上減少した場合又は減少することが見込まれる場合に、国内産糖製造事業者の経営に与える影響を緩和するため、製造コストの上昇額の10分の8に相当する額を限度として、当該事業者の次期操業に向けた次に掲げる設備の機能強化に要する経費について、助成するものとする。

- 1 原料裁断設備
- 2 原料圧搾設備
- 3 浸出設備
- 4 清浄設備
- 5 濃縮設備
- 6 結晶設備
- 7 分蜜設備
- 8 ボイラー設備（給水ポンプ及びスチームアキュムレーターを含む。）
- 9 集塵設備
- 10 電力設備
- 11 真空設備
- 12 排水処理設備
- 13 品質管理設備

第2 事業の実施基準等

- 1 事業実施主体が、自己資金若しくは他の助成により実施中又は既に完了している事業については、本事業の補助の対象外とする。
- 2 第1に掲げる設備に附帯する設備のみの整備は、補助の対象外とする。
- 3 施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費は、補助の対象外とする。
- 4 事業費は、当該事業実施地域の実情に即した適正な実勢価格により算定するものとし、設備の整備の規模については、それぞれの事業目的に合致するものであること。
また、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」（昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び「過大積算等の不正事態の防止について」（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知）により行うこと。
- 5 本事業により整備した設備には、事業名を表示すること。
- 6 本事業により整備した設備について、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕

等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営すること。

7 第1及び第4の産糖量の平年水準は次により算出するものとする。

当該砂糖年度の収穫面積×平均単収（過去7年中庸5年平均）×平均歩留（過去7年中庸5年平均）

8 助成の限度額は次により算出するものとする。

当該砂糖年度における製品重量当たりの製造コスト(※1)－標準的な製品重量当たりの製造コスト×当該砂糖年度の産糖量×0.8

※1 当該砂糖年度における製品重量当たりの製造コスト

＝（標準的な原料重量当たりの固定費×操業度修正係数(※2)＋標準的な原料重量当たりの比例費）÷当該砂糖年度における製造歩留り

※2 操業度修正係数

＝標準的な原料処理量÷当該砂糖年度における原料処理量

第3 事務手続

1 事業計画

(1) 基金管理団体は、要綱第6の1の規定に基づき、必要に応じて関係者から意見を聴き、別記様式第1号により事業計画を作成し、地方農政局長に提出し、その承認を受けるものとする。

(2) 事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 事業実施主体名

イ 事業実施地区

ウ 事業実施年度

エ 事業内容

(ア) 整備する設備

(イ) 事業費及び負担区分

オ 収支予算（年度別）

(3) 事業計画の承認

地方農政局長は、(1)により提出された事業計画について、審査の結果、適切であると認める場合に承認するものとし、別記様式第2号によりその旨を基金管理団体に通知するものとする。

(4) 要綱第6の3の事業計画の重要な変更は、次に掲げるものとし、重要な変更に係る手続きは、(1)に準じて行うものとする。

ア 事業の中止又は廃止

イ 事業実施主体の変更

ウ 事業費の3割を超える増減

2 事業実施計画

(1) 事業実施主体は、地方農政局長が承認した事業計画に基づき、別記様式第3号により事業実施計画を作成し、基金管理団体に提出し、その承認を受けるものとする。

なお、事業実施計画については、基金管理団体に正副2部提出するものとする。

(2) 事業実施計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 事業実施主体名

イ 事業実施地区

ウ 事業実施年度

エ 成果目標

オ 事業内容

(ア) 整備する設備

(イ) 事業費及び負担区分

カ 収支予算

(3) 事業実施計画の承認

ア 基金管理団体は、要綱別表の要件を全て満たす場合に限り、別記様式第6号により要綱第6の4の事業実施計画の承認を行うものとする。

イ 基金管理団体は事業実施計画の承認を行おうとするときは、別記様式第4号によりあらかじめ地方農政局長と協議するものとする。

ウ 地方農政局長は、イにより協議を受けたときは、事業内容、成果目標等が妥当であるかについて検討を行い、別記様式第5号により回答するものとする。

(4) 要綱第6の4の(3)の事業実施計画の重要な変更は、次に掲げるものとし、重要な変更に係る手続は、(1)に準じて行うものとする。

ア 事業の中止又は廃止

イ 事業の実施主体の変更

ウ 事業費の3割を超える増減

エ 成果目標の変更

3 費用対効果分析

事業実施主体は、投資に対する効果が適正か否かを判断し、投資効率等を十分に検討するため、整備する設備の導入効果について、「強い農業づくり交付金及び農業・食品産業競争力強化支援事業等における費用対効果分析の実施について」（平成17年4月1日付け16生産第8452号農林水産省総合食料局長、生産局長、経営局長通知）に準じて、あらかじめ費用対効果分析を実施し、費用対効果分析表を基金管理団体へ提出するものとする。

第4 事業の成果目標

1 成果目標は、次に掲げる目標から一つを選択するものとする。

(1) 産糖量の増加

産糖量を平年水準（過去7年中庸5年平均）まで増加。

ただし、直近年の産糖量が平年水準を上回る場合には、次のとおりとする
こと。
・直近年の産糖量を実現。

(2) 製造コストの減少

製品重量当たりの製造コストを平年水準（過去7年中庸5年平均）まで減少。

2 事業実施主体が事業実施計画に設定する成果目標の年度は、事業実施年度又は事業実施年度の翌年度とする。

第5 助成金の返還

基金管理団体は、本事業において導入した設備が事業実施計画に従って適切かつ効率的に利用されていないと判断され、正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認められる場合にあっては、事前に地方農政局長に協議の上、既に交付された助成金の一部又は全部の返還を求めることができるものとする。

(別記3)

かんしょ重要病害虫被害対策事業

第1 事業の内容

- 1 基金管理団体は、次の(1)又は(2)の地域において、重要病害虫(サツマイモ基腐病及び我が国において未発生であり、かつ、かんしょ生産に重大な被害を及ぼすことが懸念される病害虫。以下同じ。)による被害に対応した取組を実施するために必要な経費を助成するものとする。
 - (1) 病害虫防除所から重要病害虫に係る発生予察注意報、警報又は特殊報が発出された地域
 - (2) 重要病害虫による被害症状が公的機関によって確認された地域
- 2 本事業の対象となる取組は、対象となる重要病害虫被害が発生・確認された時点以降に着手したものに限ることとする。
- 3 本事業の対象となる経費は次に掲げるもののほか、基金管理団体の所在する県が、重要病害虫の防除対策として特に必要と認める経費とする。
 - (1) 1の(1)又は(2)の地域全体を対象とした取組
 - ア 当期作への対応として実施する発生予察特殊報等で指定する薬剤の購入費及び散布委託費
 - イ 次期作への対策として実施する以下の経費
 - (ア) 不足する種いもの他地域からの輸送費
 - (イ) 苗・苗床殺菌用資材の購入費
 - (ウ) 罹病判定のための検査費用
 - (2) 被害が著しいほ場を対象とした取組
 - ア 当期作への対応として実施する発生予察特殊報等で指定する薬剤の購入費及び散布委託費
 - イ 次期作への対策として実施する以下の経費
 - (ア) 土壌消毒剤の購入費
 - (イ) マルチ(土壌消毒に使用するもの。生分解性マルチを除く。)の購入費
 - (ウ) 堆肥の購入費及び散布委託費
 - (エ) ウイルスフリー苗及び種いもの購入費
 - (オ) 他作物への転換に要する経費
- 4 3の(2)の事業の対象となる被害が著しいほ場とは、ほ場ごとに、被害が発生していない年産の10アール当たり収量を分母とし、被害が発生した年産の10アール当たり収量を分子として計算された被害率が30%以

上のほ場とする。

- 5 次期作への取組については、3の(2)のイの(オ)を除き、次期作においてかんしょの作付を行わない場合は、補助の対象外とする。
- 6 自家労賃は補助の対象外とする。
- 7 過去に、国庫補助事業により、本事業における被害が著しいほ場を対象とした取組と同等の取組を活用してかんしょを栽培した結果、30%以上の被害が継続して発生したほ場については、3の(2)のイの(オ)に限り対象にできるものとする。

第2 事務手続

1 事業計画

- (1) 基金管理団体は、要綱第6の1の規定に基づき、必要に応じて関係者から意見を聴き、別記様式第1号により事業計画を作成し、地方農政局長に提出して、その承認を受けるものとする。
- (2) 事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 事業内容

- (ア) 支援する取組の内容
- (イ) 事業実施主体名
- (ウ) 対象地域
- (エ) 支援する取組の内容ごとの事業費
- (オ) 事業の実施に係る事務に要する経費

イ 事業費及び負担区分

ウ 収支予算

- (3) 事業計画の承認

地方農政局長は、(1)により提出された事業計画について、審査の結果、適切であると認める場合に承認するものとし、別記様式第2号によりその旨を基金管理団体に通知するものとする。

- (4) 要綱第6の3の事業計画の重要な変更は、次のとおりとし、重要な変更に係る手続は(1)に準じて行うものとする。

- ア 事業の中止又は廃止
- イ 事業実施主体の変更
- ウ 事業費の3割を超える増減
- エ 対象地域の変更
- オ 支援する取組の追加及び改廃

2 事業実施計画

- (1) 事業実施主体は、地方農政局長が承認した事業計画に基づき、別記様

式第3号により事業実施計画を作成し、基金管理団体に提出して、その承認を受けるものとする。なお、基金管理団体が事業実施主体となる場合には、地方農政局長の承認を受けるものとする。

また、事業実施計画については、基金管理団体に正副2部提出するものとする。

(2) 事業実施計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ア 事業実施主体名
- イ 事業実施地区
- ウ 事業実施年度
- エ 成果目標
- オ 事業内容
 - (ア) 取組内容
 - (イ) 取組規模
 - (ウ) 事業費及び負担区分
- カ 収支予算
- キ 協力体制

(3) 事業実施計画の承認

- ア 基金管理団体は、要綱別表の採択要件を全て満たす場合に限り、別記様式第6号により要綱第6の4の事業実施計画の承認を行うものとする。
- イ 基金管理団体は、事業実施計画の承認を行おうとするときは、別記様式第4号によりあらかじめ地方農政局長と協議するものとする。
- ウ 地方農政局長は、イにより協議を受けたときは、事業内容、成果目標等が妥当であるかについて検討を行い、別記様式第5号により回答することとする。

(4) 要綱第6の4の(3)の事業実施計画の重要な変更は、次に掲げるものとし、重要な変更に係る手続は、(1)に準じて行うものとする。

- ア 事業の中止又は廃止
- イ 事業実施主体の変更
- ウ 事業費の3割を超える増減
- エ 事業実施地区の変更
- オ 成果目標の変更

第3 事業の成果目標

1 成果目標は、次に掲げる目標から1つを選択するものとする。

(1) 重要病害虫が発生したほ場の10a当たり収量を10%以上増加

- (2) 重要病害虫が発生したほ場面積の割合を 10 %以上削減
- 2 目標年度は、事業の対象となるかんしょが収穫される年度とする。なお、第 1 の 3 の (2) のイの (オ) については、再作付けされたかんしょが収穫される年度とする。

第 4 助成

1 補助対象経費

補助対象経費は、第 1 の 3 の (2) のイの (オ) を除き、事業実施主体が本事業の実施に直接要する経費として別記 4 に掲げるものであって本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものとする。また、その経理に当たっては、別記 4 の費目ごとに整理するとともに他の事業等の会計と区分して経理を行うこととする。

なお、資材の共同購入については、購入伝票の確認をもって事業を実施したものを見なすこととする。

2 補助率

要綱別表の補助率等の欄の定額は、第 1 の 3 の (2) のイの (オ) について、10 アール当たり 30,000 円とする。

3 次の取組は、本事業の対象としない。

- (1) 事業実施主体の自己資金又は他の助成により実施中の取組又は既に完了している取組
- (2) 学校、試験研究機関等公的機関が作付けしているかんしょを対象とする取組
- (3) 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和 40 年法律第 109 号）第 19 条第 1 項の規定に基づく甘味資源作物交付金への上乗せ等収入の単なる補てんに当たる取組
- (4) 不動産、船舶、飛行機、1 件当たりの取得価格が 50 万円以上の機械及び器具等財産を取得する取組

第 5 知的財産権の帰属等

本事業を実施することにより知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラムやデータベース等の著作物の著作権、品種登録を受ける地位及び育成者権等）が発生した場合、その知的財産は事業実施主体に帰属するものとする。ただし、知的財産権の帰属に関し、次に掲げる条件を遵守することとする。

- 1 本事業により成果が得られ、知的財産権の権利の出願、取得を行った場

合には、遅滞なく国に報告すること。

- 2 国が公共の利益等を目的として当該知的財産権の利用を事業実施主体等に求める場合には、無償で、知的財産権の利用を国に許諾すること。
- 3 本事業実施期間中及び本事業終了後5年間において、事業実施主体及び事業の一部を受託する団体は、本事業の成果である知的財産権について、国以外の第三者に譲渡又は利用許諾をする場合には、事前に国と協議して承認を得ること。

第6 収益状況の報告及び収益納付

本事業終了後5年間において、知的財産権に伴う収益が生じた場合は、毎年度収益の状況を国に報告することとし、相当の収益を得たと認められた場合には、交付を受けた補助金の額を限度として、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付するものとする。

(別記4)

補助対象経費

基金管理団体の事務費及び事業実施主体がさとうきび自然災害被害対策事業及びかんしょ重要病害虫被害対策事業に要する経費は、次の費目ごとに整理することとする。

費目	細目	内容	注意点
備品費		事業を実施するために直接必要な備品の経費 (リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。)	<ul style="list-style-type: none">・取得単価が50万円以上の機器及び器具については、見積書(原則3社以上、該当する設備備品を1社しか扱っていない場合を除く)やカタログ等を添付すること。・耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理する体制が整っていること。・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を交わすこと。
事業費	会場借料	事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便代、運送代の経費	<ul style="list-style-type: none">・切手は物品受払簿で管理すること。
	借上費	事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、ほ場等の借り上げ経費	
	印刷製本費	事業を実施するために	

		直接必要な資料等の印刷費の経費	
	資料購入費	事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の購入経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものは除く。
	原材料費	事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要原材料の購入経費	・原材料は物品受払簿で管理すること。
	消耗品費	<p>事業を実施するために直接必要な以下の経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う少額（3万円未満）な物品の購入経費 ・ CD-ROM等の少額（3万円未満）な記録媒体 ・ 試験等に用いる少額（3万円未満）な器具等 	・消耗品は物品受払簿で管理すること。
旅費	委員旅費	事業を実施するために直接必要な会議の出席又は技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査旅費	事業を実施するために直接必要な事業実施主体が行う資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施に必要な経費	
謝金		事業を実施するために	・謝金の単価の設定根拠と

		<p>直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費</p>	<p>なる資料を添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体の代表者及び事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。
賃金		<p>事業を実施するために直接必要な業務を目的として、本事業を実施する民間団体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）の経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用通知書等により本事業にて従事したことを明らかにすること。 ・補助事業従事者別の出勤簿及び作業日誌を整備すること。
委託費		<p>本事業の交付目的たる事業の一部分（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者（応募団体が民間企業の場合、自社を含む。）に委託するために必要な経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・補助金の額の50%未満とすること。 ・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限る。
役務費		<p>事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とはならない分析、試験、加工等を専ら行う経費</p>	
雑役務費	手数料	<p>事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料</p>	

	印紙代	事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙の経費	
	社会保険料	事業を実施するために直接雇用した者に支払う社会保険料の事業主負担分の経費	
	通勤費	事業を実施するために直接雇用した者に支払う通勤手当等の経費	

上記の経費であっても以下の場合にあっては認めないものとする。

1. 本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合
2. 補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合